

社会保険労務士となる資格を有する者

社会保険労務士となる資格を有する者とは、次の①～⑥に該当する者です。
なお、このうちの②～⑥に該当する者は、2年の実務経験は問われません。

- ① 社会保険労務士試験に合格した者若しくは社会保険労務士試験の免除科目が試験科目の全部に及ぶ者であって、労働社会保険諸法令に関する実務に従事した期間が通算して2年以上になる者若しくは厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者（法3条1項、規則1条の2）
- ② 弁護士となる資格を有する者（法3条2項、弁護士法4条、5条、81条、82条）
- ③ 昭和43年、法の施行の際引き続き6か月以上行政書士会に入会している行政書士で、同法の施行日から起算して1年以内に社会保険労務士の免許申請をした者（昭和43年法附則2項、3項）
- ④ 主務大臣の選考により社会保険労務士となる資格の認定を受けた者（昭和43年法附則4項）
- ⑤ 沖縄の復帰に伴う労働省関係法令の適用の特例措置等に関する政令（昭和47年政令156号）3条3項の規定により社会保険労務士となる資格を有するとされた者
- ⑥ 昭和56年以前に社会保険労務士試験に合格した者、同年改正前に社会保険労務士試験の全科目の試験の免除を受けた者（昭和56年改正附則2条）